

## 【資料1】

### 障害のある子どもの就学手続きに関する Q&A

#### 〈就学相談に関すること〉

**Q1 本人・保護者との就学相談を開始するにあたり、気をつけることはありますか。**

A：市町村教育委員会は、就学相談を開始するにあたって障害の程度にかかわらず「我が地域の中で育つ子」ということを意識して、まず保護者の抱えている悩みを受け止め、保護者の心情に寄り添うことが重要です。

そして、保護者と一緒に子どもの得意なところを伸ばし、苦手なところを少なくするためにこれからどのような教育が必要か、学校卒業時にどのような姿をめざすのかなど、成長を支援する立場で共感的理解に努める必要があります。この姿勢は、学校の教職員も同様です。保護者の不安な状況にならないように教育委員会と学校の姿勢や説明内容に食い違いがないように説明を行う必要があります。説明に違いがあると就学に関する相談の進捗に影響することに留意して、対応をおこなってください。

特に、学校や教育委員会は、保護者が就学までの見通しをもてるよう、今後の就学相談や手続きの流れ等について丁寧に説明を行ってください。

**Q2 市町村教育委員会の就学(教育)支援委員会にあげる前の就学相談は、どのように進めたほうがよいでしょうか。**

A：就学先決定に向けては、就学相談の時間を十分かけるとともに、現在在籍している幼稚園等において、移行期における「個別の教育支援計画」を保護者と一緒に作成していく中で、合意形成を図ることが大切です。

円滑に合意形成を図るためには、就学先で提供できる支援の内容、期待できる教育効果等について、わかりやすく、できるだけ具体的に説明するとともに、課題点を明確にした上で、体験入学を複数回実施することも必要です。

保護者との信頼関係をしっかりと構築し、本人にとってより良い就学となるよう、就学相談を進めていくことが大切です。

**Q3 保護者から就学先での具体的な支援や配慮について、すぐに対応できないような要望が出てきた場合、できないことは「できません。」とはっきり伝えてもよいですか。**

A:まず、「障害者差別解消法」では、「合理的配慮」の提供を、国・地方公共団体の法的義務と規定されています。この考え方は、「障害者の権利に関する条約」において、「合理的配慮」という概念が提唱され、「合理的配慮」の不提供は、障害を理由とする差別に含まれるとされています。

学校における「合理的配慮」の提供については、各学校の設置者及び学校が、体制面・財政面をも勘案し、必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなど、保護者と合意形成を図った上で決定し、提供していくことが重要です。

財政上、すぐに提供できない事情がある場合でも、「今、できることは何か」、「どんな工夫ができるか」といったことを、保護者には肯定的に伝え、共通理解を図っていくことが大切です。

**Q4 障害のある子どもの就学先を決定するに当たって、保護者の意向は反映されないのでしょうか。**

A:学校教育法施行令第18条の2において、障害のある子どもの就学先決定に当たって保護者の意見を聴くことが市町村教育委員会には義務づけられています。また、障害者基本法第16条第2項においては、保護者の意見尊重について以下のように規定されています。

【障害者基本法第16条第2項】

国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその以降を尊重しなければならない。

このように、市町村教育委員会には障害のある子どもの就学先決定の権限と責任があるので、障害のある子どもとその保護者に十分な情報提供を行うとともに、その意向を可能な限り尊重しなければなりません。ただし、この条文では「前項の目的を達成するため」と記載されており、「前項の目的」である「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにする」ことを実現するためには、専門家の意見聴取の重要性も指摘されており、「保護者の意向=就学先」とは必ずしもならないことに留意することが必要です。障害のある子どもが十分な教育を受けられるためには、早い時期から市町村教育委員会の就学相談を受け、十分な情報を提供してもらうとともに、学校見学などを通してお子さんが十分な教育を受けられるところはどこかについて、市町村教育委員会と一緒に考えていくことが大切です。

**Q5 重複障害の子どもの就学相談は、どのように進めればいいでしょうか。**

A: 重複障害のある子どもの就学相談は、まず、重複する各障害の程度や主たる障害が何であるかを十分に把握することが重要です。また、保護者の同意を得て、必要に応じてそれぞれの専門家の診断を受けることや、現在通園している関係機関などから参考となる資料を取り寄せることも大切です。

市町村教育委員会等においては、それぞれの障害に係る委員（特別支援学校の委員も含めて）からの意見等を求め、障害が重複しているという観点から就学先の決定を慎重に進めていく必要があります。

**Q6 就学相談の段階で保護者から、小学校就学後に特別支援学校への転学はできるのか、と問われた場合、どのように対応すればよいでしょうか。**

A: 保護者には、就学相談に関わるガイダンス等を活用して就学時の「学びの場」が固定されたものではないことを伝えておく必要があります。

転学は、子どもにとって環境が大きく変わるため、子どもの発達や適応の状況、必要となる支援や配慮等を保護者・関係者間で共有し、「個別の教育支援計画」に基づいて話し合う必要があることも伝えておくことも必要です。

また、保護者には、就学後も相談・支援が継続されることをお知らせし、転学の必要性が生じた場合には、いつでも相談できる支援体制があることも伝えておきましょう。

**Q7 てんかんの発作と血腫により、校内で倒れて以降、学校を休んでおり学校は対応ができないので森川特別支援学校（病弱）の訪問教育を受けることはできますか。**

A: 病気の状態によりますが、てんかんと血腫があるからすぐに森川特別支援学校へ転学にはなりません。現在在籍している学校は、病気の状態や保護者との確認、医療機関等と連携を図り、子どもの実態把握からどのような指導・支援ができるのかを検討し、対応していく必要があります。具体的には、てんかんや血腫があつて、① 入院が必要な状況なのか② 配慮をしながら学校に通える状況なのか③ その病気の状況から障害の状態に変化があるのか等、病気の状態を確認することが必要。その状態が、

① の場合、年度途中でも学びの保障のため、森川特別支援学校への転学も考えられます。

② の場合は、現籍校においてニーズに応じた学びを保障する必要があります。

〈医療的ケアに関すること〉

**Q8 医療的ケアが必要な児童生徒の就学に関して、どのようなことに気をつけたらよいですか。**

A:安全安心に教育をうけるためには、どのような医療的ケアが必要なのか、学校での対応や緊急時の対応など、保護者や福祉・医療機関等から情報を収集し、就学先について保護者・本人の意向を尊重しつつ早期から検討することが大切です。

地域の小中学校や特別支援学校へ入学を希望されている幼児児童生徒がいる場合は、各教育委員会において安全安心な学習環境を整えるために施設面や看護師の配置などを検討する必要があります。

**Q9 学校では、どのような医療的ケアを行うことができますか？**

A:看護師等は、一般的に在宅や特別支援学校等で日常的に行われているたんの吸引、経管栄養、導尿、酸素管理等など行うことができます。ただし、医療的ケアは同様の内容であっても個別性が高いことから、一律に判断することが適切でない場合があります。その場合、特別支援学校等の事例などを参考にしてください。また、看護師が配置されたからといって医行為すべてを実施できるわけではありません。看護師等は、学校で行われる医療的ケアは限定的であり、主治医からの指示書に基づいて、行われることに留意してください。

**Q10 医療的ケアが必要な児童生徒の学校での就学について保護者と話し合っておくべきことはありますか。**

A: 学校と保護者との連携協力を当たっては、以下についてあらかじめ、様々な状況を想定し、話し合っておく必要があります。

- a) 学校が医療的ケア児の健康状態を十分把握できるよう、あらかじめ障害の状態や病状について説明を受けておくこと。
- b) 看護師等の役割は、医療的ケア児の健康が安定した状態で医療的ケアを実施することであるため、健康状態がすぐれない場合の無理な登校は控えること。
- c) 登校後、健康状態に異常が認められた場合、速やかに保護者と連絡を取り、その状態に応じた必要な対応を求めることなどについて、あらかじめ学校と協議すること。
- d) 健康状態がすぐれずに欠席していた医療的ケア児が回復し、再び登校する際には、連絡帳等により、十分に連絡を取り合うこと
- e) 緊急時の連絡手段を確保すること。

**Q11 保護者の付添いは、どのようになっていますか。**

A: 文部科学省の通知では、「保護者の付添いの協力を得ることについては、本人の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきである。」とあります。ただし、学校における医療的ケアの対応は、「安全安心な学校生活を送ることができる」ことが最も重要です。ケアの内容によっては、生命に関わる緊急時の判断、対応を求められることもあることから、必要に応じて、保護者へしっかりと説明を行ったうえで、協力を求めるようにしてください。

〈保護者の付き添いを依頼する例〉

- ・ 看護師等への手技伝達が必要な場合
- ・ 登校時または登校後、健康状態に異常が認められた場合
- ・ 健康状態がすぐれず長期間、欠席していた場合 など

※ 文部科学省「学校における医療的ケアへの今後の対応について」(30文科初第1769号)

〈就学の手続きについて〉

**Q12 学校教育法施行令第22条の3の就学基準に該当しない子供は、「認定特別支援学校就学者」として、特別支援学校への就学が認められますか。**

A: 特別支援学校に就学できる児童生徒の障害の状態や程度は、「学校教育法施行令第22条の3」の就学基準に規定される障害の程度に限られます。あくまでも、対象となる児童生徒の障害の状態が、就学基準に該当するか否かによって、「認定特別支援学校就学者」とすることができます。市町村教育委員会においては、学校教育法施行令第22条の3の就学基準を根拠とした対応が求められます。

なお、就学基準に該当するかどうかの判断が難しいケースに際しては、市町村教育委員会は、本人の障害の状況を十分に把握した上で、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断していくことが、大切です。その際、基本は、地域の小・中学校への就学という方向で就学相談を進め、必要な支援の内容や本人・保護者の意向を受けとめた上で、本人にとってより良い就学先を決定していく必要があります。

**Q13 就学先の決定の仕組みが改められたことにより、障害のある子供すべてが、地域の小・中学校へ就学することを基本とすべきですか。**

A: 平成25年9月の「学校教育法施行令」一部改正を踏まえ、「教育支援資料」文部科学省(平成25年10月)には「障害のある児童生徒の教育の基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合にはそれぞれの子供が、授業内容がわかり、学習活動に参加している実感・達成感をもちなが

ら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も本質的な視点である」と明記されています。

市町村教育委員会は、「共に学び、共に育つ」を基本に、本人・保護者の意向を最大限に尊重した上で、個々の障害の特性や教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、地域の状況等を踏まえた総合的な観点から本人にとってより良い就学先を決定していく必要があります。

#### Q14 就学後の柔軟な学びの場の見直しや変更とは、どのようなことですか。

A: 子どもの学びの場（特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室など）については、就学時点での決定を固定的に捉えるのではなく、それぞれの場において「子どもの能力や特性に応じた指導・支援など適切な教育が行われ、子どもが十分に自分の能力を発揮しながら学習や学校生活を送っているか。」「学習意欲が低下したり、自己肯定感を下げたり、学校生活になじめていない状況がないか。また、そのことが要因で不適応状態になっていないか。」といった視点で、子どもの就学後の学習や生活の適応状況等を確認し、必要に応じて子どもに最も適切な学びの場を柔軟に見直していくことが必要です。

ただし、教育環境が大きく変わることは、子どもにとって負担が大きく、学習の積み上げや友人関係が崩れる可能性があり、学びの場の変更が子どもの不適応状態等の要因になりうることを考えると、安易な学びの場の変更は望ましくありません。そのため、就学時に市町村教育委員会が行う学びの場の決定は、とても重要になります。

#### 〈就学の判定について〉

#### Q15 自閉症のお子さんの知的障害の状態を把握するためには、どのような点に気をつけたらよいですか。

A: 知的機能の程度を評価するには、知能検査の効果的な利用が必要となります。

【知的機能の状態を把握する場合に必要な配慮】

自閉症は、① 一般に、新しい場面への適応が困難であることが多いため、最初の検査だけで妥当性のある結果を得ることは難しい場合があるため、検査前の信頼関係の構築に努めるとともに、他の発達検査等を適切に組み合わせるなどして知的機能を明らかにすることが大切。さらに、② 低年齢である場合、自閉症であるために、言葉の理解力の問題がかかわる場合も多い。発達に伴い言葉の理解力が向上し、教示を理解できるようになると課題ができるようになることがあるため 経時的に何回か検査を行っていくことが大切。知能検査等の結果から読み取れる特徴としては、次の点があげられます。

① 発達の水準は、移動運動などの運動的側面が比較的高く、社会性、情意、言語が比較的低い傾向が見られる。

② 言語を用いない動作性の課題（例えば、WISC-IV における下位検査項目積み木模様）

など) では、高い水準の結果を示すことがある。

③個人内差を把握することのできる知能検査では、例えば、ある分野の課題では低年齢段階を通過できず、別分野の課題では、高年齢段階の問題を通過することなどが見られる。

- ・自閉症の検査結果による具体的な特徴:①言語の発達年齢は、生活年齢よりも低いこと、②類推などの能力が低いこと、③一部の記憶能力がほかの能力より高いことなど
- ・自閉症の子供の実態把握の際に活用されている検査等について: 一般的な知能検査や発達検査のほか(全訂版田中ビネー知能検査、WISC-IV、新版K式発達検査など)、自閉症及び関連する障害のための「新訂版自閉症児・発達障害児教育診断検査(PEP-R)」があります。行動面や社会性については、自閉症を対象とした精研式CLAC-IIなどがあります。
- ・自閉症の臨床像: 知的能力や年齢によって、個々人の間でも、あるいは個人の経過の中でも多様であることが分かっています。検査等に加えて、更に行動観察などを同時に行い、自閉症のある子供の知的発達の程度や、言語面、社会・対人面、運動面などや障害特性について、その子供独自の情報を総合的に集めて実態把握を行うことが大切です。(「教育支援資料」文部科学省より一部抜粋)

※就学先の決定にあたっては、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学を決定していくことが適当です。

**Q16 全盲のお子さんの知能検査の実施は必要ですか。どのような検査で実施は可能ですか。**

A:お子さんの今後の指導・支援に繋げるためにアセスメントが必要になります。言語理解はどの程度あるのかを確認し、言葉で説明をし、その回答から実態を確認するなど、当該幼児児童の実態に応じた検査等を選択し、アセスメントを実施します。

その際、検査者が当該幼児児童に検査の意図が、理解できているかどうかを確認しながら実施することが大切です。(被験者が質問意図を理解する際に被験者の経験や養育環境等が影響する場合もあるため、実施にあたり、提示されている制限時間等は考慮しつつ、実態把握を最優先して、対応してください。測定結果以上に、その際の幼児児童の受検時の反応等が、実態を把握するために重要となります。)また、家庭や園での様子等も確認し、子どもの状態を総合的に捉えていくことが必要になります。

その上で、保護者の思いを受け止めるとともに、本人の教育的ニーズは何かを考えていくことが必要であり、そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞くとともに、本人・保護者が置かれた状況を十分に把握しつつ、共通認識を醸成していくことが重要です。(「教育支援資料」文部科学省より一部抜粋)

※「保護者の意見を最大限に尊重する」ということについては、学校教育法施行令第22条

の3に該当する児童生徒であるが、学びの場の決定において、市町村の小中学校を希望する場合「保護者の意見を最大限に尊重する」ということです。

**Q17 市町村就学(教育等)支援委員会で「特別支援学級」と判定されましたが、保護者は特別支援学校を希望しています。このような時は、保護者の希望を優先してよいですか。**

A: 市町村教育委員会は、障害のある児童生徒の就学先決定にあたり、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門の見地からの意見、学校や地域の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先の判断を行うこととなります。

また、特別支援学校に就学できる児童生徒の障害の状態や程度は、「学校教育法施行令第22条の3」の就学基準に規定される障害の程度に限られます。

児童生徒の障害の状態や程度が、特別支援学校に就学する基準ではない場合においては、特別支援学校を希望していても、就学することはできません。

※就学に関する資料で示される「保護者の意見を最大限に尊重する」とことは、当該児童生徒が学校教育法施行令第22条の3に該当するが、学びの場の決定において、特別支援学校ではなく、保護者が市町村の小中学校を希望する場合に「保護者の意見を最大限に尊重する」ということであることに留意してください。

市町村教育委員会は、障害のある児童生徒の就学先決定にあたり、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門の見地からの意見、学校や地域の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先の判断を行うこととなります。

なお、この場合においては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限に尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が、行政上の役割として就学先を決定することとなります。

障害のある児童生徒の教育に関する基本的な姿勢としては、障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点になります。

**Q18 市町村就学支援委員会で「特別支援学級」と判定されたが、保護者は通常学級を希望しています。特別支援学級に在籍していないと対象生徒への支援ができないので、「通級による指導教室」と判定し直してもよいですか。**

A:Q17の回答も確認して下さい。

判定と教育措置(どこで学ぶか)については分けて考えます。「本来ならば、特別支援学級



の在籍が望ましいが本人保護者の希望で、通級による指導や通常学級に在籍している。」という考え方になります。ただし、知的障害の場合においては、通級による指導の対象ではありませんので留意してください。

また、「特別支援学級在籍ではないから支援ができない」のではなく、措置した学級で、どのような指導・支援が必要か、学校としてできること、または、困難が予測されること等、保護者と丁寧に確認していくことが必要です。その際、校長のリーダーシップのもと校内支援体制を構築し、それぞれの教育の場において可能な限り、合理的配慮や指導・支援を行うこととなります。

教育委員会は、就学先決定後も継続して児童生徒の状況を確認し、毎年継続して、教育の場が現状で良いのかどうかについてフォローアップをしていくことも求められています。また、就学先決定後も障害の状態等を踏まえ柔軟に転学等が可能であることも保護者について丁寧にガイダンスを実施することが求められています。その上で、保護者の思いを受け止めるとともに、本人の教育的ニーズは何かを考えていくことが必要であり、そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞くとともに、本人・保護者が置かれた状況を十分に把握しつつ、共通認識を醸成していくことが重要です。

(「教育支援資料」文部科学省より一部抜粋)

※就学に関する資料で示される「保護者の意見を最大限に尊重する」こととは、当該児童生徒が学校教育法施行令第22条の3に該当するが、学びの場の決定において、特別支援学校ではなく、保護者が市町村の小中学校を希望する場合に「保護者の意見を最大限に尊重する」ということであることを留意してください。

**Q19 現在、アメリカ在住で、支援を受けながら通園しているお子さんが、次年度、日本に転入予定があります。就学先の決定において特別支援学校となる可能性もあります。今、何を準備しておいてもらおうとよいですか。**

A: 保護者にお子さんの「国籍」、「日本の教育を受けさせたいと希望しているか。」を確認してください。特別支援学校を希望しているのであれば、就学についての説明をし、手続きについても説明を行います。その手続きにおける資料(障害の状態がわかるような資料や診断書等)を準備しておいてもらいましょう。

文部科学省の外国人への日本の教育の仕組みのパンフレット等のアドレスを案内してはどうでしょうか。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm)

**Q20 柔軟な転学ができることが示されましたが、本人・保護者が希望すれば、いつでも転学することはできるのですか。また、転学の理由として、どのようなものが認められますか。**

A: 学級の設置は市町村の判断になりますが、どのような状況があって、転学の希望が出されているのかを、学校及び市町村教育委員会が的確に把握する必要があります。

「個別の教育支援計画」を見直すとともに、本人・保護者が必要としている支援内容や環境整備等が実現できるものであり、改善策が見られる状況があれば、速やかな対応が必要です。

最終的に、転学が適切と判断した場合も、転学する時期については、転学先の学級編制や支援体制が整う新年度に合わせる等、子どもを取り巻く環境や支援体制の状況を勘案する必要があります。

**Q21 当該市町村に居住する新学齢児が、3月末に他市町村に引っ越しをする予定です。引っ越し後も県立特別支援学校への就学を希望しています。その後の手続きはどのように進めていけばよいのでしょうか。**

A: 就学先の決定は、住所の存する市町村教育委員会が責任をもって行うことが原則です。転居予定があっても転居日が確定していない場合、(例えば年度末など)現在の住所で手続きをし、転居先が決まり次第、転居先の市町村教育委員会に就学先決定について引き継ぎをします。

まずは、電話で県教育委員会と情報共有をお願いします。

#### 【行政上の手続きについて】

**Q22 市町村就学支援委員会の会議の中で扱われている内容 について、保護者への情報開示や守秘義務などがどこまで認められているのか、法的な根拠などがあれば、教えてください。**

A: 「地方分権推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により就学事務が国の機関委任事務から市町村教委が行う自治事務に変更されたため、法令に基づき各市町村で行うことになっています。

そのことから、各市町村の定めた条例、各市町村教委の定めている「市町村就学支援委員会の設置要綱」に基づくことになります。

例えば、県では、沖縄県個人情報保護条例の解釈運用基準(知事部局の各所属長あて 総務部長通知)(平成17年7月21日制定)(平成20年2月21日改正)(平成30年2月27日改正)が定められていますが、市町村就学支援委員会の情報の取り扱いに関することは、あくまでも、各市町村での条例、設置要綱に基づくことになります。各市町村の情報開示等に関することについては、各市町村の総務担当課や首長部局に確認してください。

**Q23 特学在籍児童生徒を毎年、市町村就学支援委員会にあげなくても良い理由とその根拠を教えてください。**

A: 「地方分権推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により就学事務が国の機関委任事務から市町村教委が行う自治事務に変更されたため、法令に基づき、市町村教委の判断と責任で行うことになりました。

そのことから、各市町村教委に市町村就学支援委員会の設置要綱が示されており、毎年就学支援にあげるかどうかは、市町村での判断となります。ただし、市町村教育委員会は、就学先決定後も継続してフォローアップをしていくことも示されており、保護者の教育相談や就学についての情報提供等の取組をお願いします。